

移動等円滑化取組計画書

2023年6月12日

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号  
事業者名 大阪市高速電気軌道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河井 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・ 可動式ホーム柵

鉄道利用における安全・安心の向上のため、可動式ホーム柵を四つ橋線・中央線に2024年度まで、谷町線に2025年度までに設置し、可動式ホーム柵設置率を100%とする。

・ エレベーター

エレベーターについて、2010年度に全駅において1ルート整備を完成しており、2013年度には自社線内の乗換ルートの整備も完了している。

現在は既存のバリアフリールートでは出入口から移動距離が長く、幹線道路の横断が必要となるなどの一定の条件の駅及び他鉄道への乗換ルートの19駅でエレベーター整備を2025年までに行う。

・ 車両

次のとおり新造車両の導入・車両転用により案内表示・音響・段差等の移動円滑化を図る。

御堂筋線：2022年度までに22列車で導入完了している。

谷町線：2025年度までに23列車で導入する。

中央線：2025年度までに33列車で導入する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

・ 可動式ホーム柵整備までの期間において、視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめ見守り体制強化を行う。

・ 可動式ホーム柵整備に合わせてホーム端部をスロープ状にかさ上げし、楕状ゴムを設置することで車両とホームの段差・隙間の縮小を図り、車いす使用者やベビーカー利用者などの乗降時の負担を軽減することで旅客支援を行う。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
可動式ホーム柵の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四つ橋線 及び 中央線の全駅に設置する。(～2024 年度)</li> <li>・ 谷町線の全駅に設置する。(～2025 年度)</li> </ul>
エレベーターの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央線 堺筋本町駅 (～2023 年度)</li> <li>・ 御堂筋線 江坂駅 (～2024 年度)</li> <li>・ 御堂筋線 東三国駅 (～2024 年度)</li> <li>・ 長堀鶴見緑地線 大正駅 (～2024 年度)</li> <li>・ 長堀鶴見緑地線 森ノ宮駅 (～2024 年度)</li> <li>・ 御堂筋線 なかもず駅 (～2025 年度)</li> </ul>
新型車両の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央線 10 列車 (～2023 年度)</li> <li>・ 中央線 10 列車 (～2024 年度)</li> <li>・ 中央線 1 列車 (～2025 年度)</li> </ul>
新型車両の転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央線 10 列車を谷町線に転用する。(2025 年度)</li> </ul>

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がいをお持ちのお客さまへの円滑なサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚に障がいのあるお客さまをお見かけした場合は、お声掛けし介助を行う。また、介助を固辞された場合でも可能な限り降車駅を確認し、見守りを行う。</li> <li>・ 全駅の駅長室及び改札窓口にコミュニケーションボードを設置するとともに、耳マークを掲出し、聴覚に障害をお持ちのお客さまへスムーズにご利用いただけるよう、ご案内を行う。</li> <li>・ 車いすご利用のお客さま等に安心してご利用いただけるよう、スロープ板を使用し列車乗降の介助を行う。</li> <li>・ 全てのお客さまに安心してご利用いただけるよう、2025 年度末までに全駅係員のサービス介助士資格の 100%取得を推進する。</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームでの見守り体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者の方へのお声掛け・誘導をはじめ I P 無線機等を用いた見守り体制強化を行う。</li> </ul>
乗務員の見守り体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗務員は白杖を所持しているお客さまが単独で行動をされていることを確認した場合は、輸送指令所へ報告し駅スタッフに連携する。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内案内表示器によるリアルタイムなバリアフリー情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型車両の導入により車内案内表示器を液晶方式とし、文字だけでなく図による駅情報を提供する。</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者の方への介助技術向上のために全駅係員のサービス介助士資格の取得を行う。(2019～2025 年度)</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページへのバリアフリー情報の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅構内図 (バリアフリー経路)・乗車位置案内 (車いすスペース、エレベーター位置など) を掲載している。</li> </ul>
YouTube での取り組みの発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可動式ホーム柵の設置や段差隙間解消の取り組みを紹介している。</li> <li>・ 視覚に障がいのある方への積極的なお声掛け及び介助方法について、参考映像を配信し啓発している。</li> </ul>

駅構内での啓発活動	・ ポスター・サービス情報表示器・駅構内自動放送により、障がいをお持ちのお客さま・手助けが必要なお客さまへの共助の呼びかけを実施している。
車内での優先席に関する啓発活動	・ 車内自動放送にて、優先的に利用できるお客さまを案内している。

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議、堺市バリアフリー化検討委員会及び吹田市バリアフリー懇談会に当社も参加しており、必要な協力を行う。

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
特になし		

### V 計画書の公表方法

ホームページで公表

### VI その他計画に関連する事項

可動式ホーム柵・エレベーターの整備及びサービス介助士資格取得については、当社の中期経営計画に位置づけられている。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。